

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月29日 15時20分ごろ
発生場所	千葉県南房総市大房岬南方沖 富浦港西防波堤灯台から真方位241°900m付近 (概位 北緯35°02.2′ 東経139°48.8′)
事故の概要	水上オートバイ安房国司号は、遊走中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年9月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 安房国司号、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	232-43742千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船底に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、大房岬南方沖において、海岸付近の景色のよい場所を見ながら約30km/hの速力（対水速力、以下同じ。）で遊走中、暗岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗揚直後、身体のバランスを崩して操縦ハンドルに喉部が当たって喉部裂傷を負い、自力で付近の岩場まで泳いで、同岩場にいた釣り人に救助を依頼し、その後、救急車で病院に搬送された。</p> <p>本船は、漁業協同組合所属の漁船によって付近の漁港までえい航された。</p> <p>船長は、遊走海域に暗岩が存在することを知っていたが、本事故当時、海岸付近の景色を見ながら遊走していたので、暗岩に向けて航走していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、遊走中、船長が、海岸付近の景色を見ながら遊走を続けていたことから、暗岩に向かっていることに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が遊走中、船長が海岸付近の景色を見ながら遊走を続けていたため、暗岩に向かっていることに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水上オートバイの船長は、遊走する場合、周囲の状況に注意するとともに船位を把握し、不用意に暗岩等が存在する海域に接近しないこと。